

全建総連全国青年技能競技大会 実施要領

1. 名称

この大会は、全建総連全国青年技能競技大会（以下「大会」という）と称する。

2. 目的

大会は、全国の青年技能者の技能レベルを競うことにより、青年技能者に努力目標を与えると共に、技能尊重機運の醸成を図ることを目的とする。

3. 実施主体

大会は、全国建設労働組合総連合（以下「全建総連」という）が主催するものとする。

4. 組織

（1）大会に、次の役員を置く。

大会会長（以下「会長」という） 1名

大会副会長（以下「副会長」という） 1名

大会役員（以下「役員」という） 若干名

（2）大会を運営するために、会長の下に、競技委員会、運営委員会を置く。

（3）会長は、中央執行委員長が就任する。

（4）副会長には、技術対策部担当副中央執行委員長が就任する。

（5）大会役員には、技術対策部中央執行委員及び組織部中央執行委員が就任する。
組織部中央執行委員は若干名とする。

（6）競技委員会に、委員若干名を置く。必要に応じて特別競技委員若干名、競技委員補佐若干名を置く。

（7）運営委員会に、委員長1名、副委員長1名、委員若干名を置く。

（8）各委員会の委員長、副委員長、委員は、会長が委嘱する。

5. 会長等の職務

（1）会長は、大会業務の全般を統括する。

（2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その業務を代行する。

（3）役員は、会長、副会長を補佐する。また、審査区域（審査業務を行っている範囲）以外の運営・管理をする。

（4）委員会の副委員長は、委員長を補佐する。

6. 委員会の委員の構成及び業務

各委員会の委員の構成及び業務は、次の通りとする。

（1）実行委員会

①実行委員会は、会長、副会長、役員及び競技委員、運営委員で構成する。

必要に応じて、開催都道府県の県連・組合の役員が参加する。

②実行委員長は、会長が兼務する。

(2) 競技委員会

①競技委員は、全建総連推薦の建築大工職種中央技能検定委員が務める。

②競技委員は、審査区域の設営・管理、競技審査、使用工具、材料の交換の判断等、競技に関わる技術的内容を業務とする。

③競技委員補佐は、競技委員を補佐する。

④競技委員補佐は、開催都道府県の県連・組合から優秀な技能を有するものが務める。

(3) 運営委員会

①運営委員会は、全国青年部協議会議長を委員長とし、技術対策部長及び組織部長が副委員長を務める。委員は全国青年部協議会幹事が務める。

②運営委員は、会場設営、競技区域内の設営・管理及び競技運営等を業務とする。

(4) その他

①競技区域内は、役員、競技委員、運営委員、事務局以外は、立ち入ることが出来ない。ただし、開催都道府県の県連・組合の役員など、実行委員会等で必要と認められた者については、この限りではない。

②審査区域内は、競技委員、運営委員、事務局以外は、立ち入ることが出来ない。

7. 任期

役員及び委員の任期は、大会の業務に必要な期間とし、会長がこれを定める。

8. 後援

大会の円滑な開催のため、厚生労働省、国土交通省、林野庁、都道府県のほか、必要に応じて関係行政機関、又は団体に後援を要請する。

9. 開催計画

大会の競技会場、日程等は、大会ごとに毎年度、会長が開催計画を定める。

10. 出場資格及び定数

(1) 全建総連の組合員で開催年度（4月1日に始まり、翌年3月31日まで）において、満36歳以下の者で、競技時間内に課題提出を見込まれる者。

(2) 過去の大会において、金賞を受賞したものでない者。

(3) 県連・組合で実施される予選大会で16名以上の参加の場合は、優秀な成績を収めた者（5名）。

(4) 県連・組合で実施される予選大会で8人以上の参加の場合は、優秀な成績を収めた者（4名）。

- (5) 県連・組合で実施される予選大会で8名未満の参加の場合は、優秀な成績を収めた者（3名）。
- (6) 県連・組合で予選大会が実施されない場合は、県連・組合が推薦する者（2名）。
- (7) 開催都道府県の県連・組合については、上記（3）（4）（5）（6）の他に、県連・組合が推薦する者（1名）。
- (8) 上記の（3）～（7）とは別に女性枠として、県連・組合が推薦する者（2名）。
- (9) その他、特別な事由がある場合は上記（1）～（8）に追加して開催計画で当該大会限りの出場資格及び定数を定めることができる。

11. 参加費等

選手の宿泊費については、全建総連が一定額を補助する。

12. 表彰

- (1) 大会における成績優秀な者に対して、次の表彰基準により表彰を行う。

- ①金 賞 1名
- ②銀 賞 2名
- ③銅 賞 3名
- ④入 賞 若干名
- ⑤奨励賞 （上位30名の内、①～④以外の者）
- ⑥特別賞 若干名
- ⑦金賞受賞者の所属県連・組合

- (2) 必要に応じて厚生労働大臣賞、国土交通大臣賞、林野庁長官賞、厚生労働省人材開発統括官長賞、国土交通省住宅局長賞を関係省庁に申請する。

13. 事務局

- (1) 大会の事務を取り扱うための事務局は、技術対策部及び組織部の書記、全国青年部協議会総務、その他必要と認められる者で構成する。
- (2) 事務局の長は、技術対策部書記とする。

附則

- (1) 実施要領の改廃、及び大会の運営に関し必要な事項は、組織部及び全国青年部協議会の意見を受け、技術対策部会で承認を得るものとする。

制定・改正履歴

- (1) 2008年5月制定 第24回全国青年技能競技大会から適用
- (2) 2012年1月一部改正 第28回全国青年技能競技大会から適用

- (3) 2013 年 1 月一部改正 第 29 回全国青年技能競技大会から適用
- (4) 2015 年 1 月一部改正 第 31 回全国青年技能競技大会から適用
- (5) 2017 年 1 月一部改正 第 33 回全国青年技能競技大会から適用
- (6) 2018 年 1 月一部改正 第 34 回全国青年技能競技大会から適用
- (7) 2021 年 1 月一部改正 第 37 回全国青年技能競技大会から適用
- (8) 2025 年 1 月一部改正 第 41 回全国青年技能競技大会から適用